



島根県報

平成18年 2月28日 (火)
第 1,755 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示	
島根県立島根女子短期大学学則の一部改正の届出	(総務課) 1
保安林の指定の解除	(森林整備課) 1
解除予定保安林	(") 2
森林法第189条の規定による告示及び掲示(2件)	(") 2
車輛制限令の規定に基づく道路の指定の解除	(道路維持課) 3
車輛制限令の規定に基づく道路の指定	(") 3
公 告	
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請に係る書類の縦覧(2件)	(環境生活総務課) 4
都市計画変更の図書の縦覧	(都市計画課) 5
内水面漁管委指示	
水産動物の採捕の禁止	6

告 示

島根県告示第158号

島根県立短期大学条例施行規則(平成5年島根県規則第21号)第15条第1項の規定により島根県立島根女子短期大学学則が改正され、島根県立島根女子短期大学長から届出があったので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成18年 2月28日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県立島根女子短期大学学則の一部を次のように改正する。

第32条を次のように改める。

(卒業の認定及び証書の授与)

第32条 学長は、前条の規定する卒業の要件を満たした者について、教授会の議を経て卒業の認定を行う。

2 学長は、前項の規定により卒業の認定をした者に対し、卒業証書を授与する。

第33条を次のように改める。

(学位の授与)

第33条 本学を卒業した者に、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

附 則

この学則は、平成18年 3月 1日から施行する。

島根県告示第159号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成18年2月28日

島根県知事 澄 田 信 義

1 解除に係る保安林の所在場所

江津市都野津町2307 - 72から2307 - 74まで、2308 - 47から2308 - 49まで

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

島根県告示第160号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年2月28日

島根県知事 澄 田 信 義

1 解除予定保安林の所在場所

雲南市大東町下久野1281 - 22から1281 - 24まで、1281 - 34、1281 - 40から1281 - 44まで

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第161号

平成17年農林水産省告示第1904号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を益田市役所及び吉賀町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成18年2月28日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所				不明である通知の相手方	
(市)郡	(町)村	大字	地番	保安林の権利者	住所
(益田)	(匹見)	(冠せず)道川	イ1060	三好 直樹	益田市中吉田町977 - 3
鹿足	(吉賀)	(冠せず)柿木村白谷	1572 - 2	三浦 康人	山口県岩国市大字通津1117 - 2

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

島根県告示第162号

平成17年農林水産省告示第1904号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を吉賀町役場に掲

示するとともにその要旨を告示する。

平成18年 2月28日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所				不 明 確 である 通知 の 相手 方	
(市)郡	(町)村	大 字	地 番	保安林の権利者	住 所
鹿足	(吉賀)	(隠せず) 蓼野	1954 - 20	宗内 朗	鳥取県米子市両三柳4454 - 1

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

島根県告示第163号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項第2号イの規定に基づく通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路の指定を次のとおり解除するので、車両の通行の許可の手續等を定める省令(昭和36年建設省令第28号)第2条第1項の規定により告示する。

平成18年 2月28日

島根県知事 澄 田 信 義

1 路線名及び区間

道路の種類	路 線 名	区 間
一般国道	431号	<p>松江市福原町2055番6地先から同市野原町382番3地先まで(次の図に示す部分とする。)</p> 

2 指定解除期日

平成18年 4月 1日

島根県告示第164号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手續等を定める省令(昭和

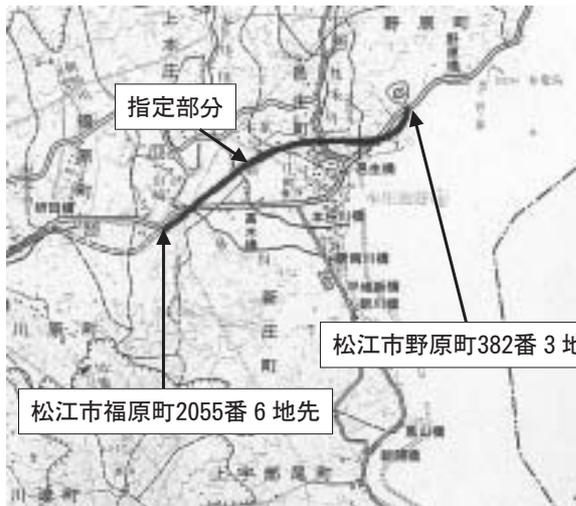
36年建設省令第28号)第2条第1項の規定により告示する。

平成18年2月28日

島根県知事 澄田信義

1 路線名及び区間

道路の種類	路線名	区間
一般国道	261号	邑智郡邑南町上田所2211番地先から江津市渡津町1835番地まで
"	431号	松江市福原町2055番6地先から同市野原町382番3地先まで(次の図に示す部分とする。)



2 指定期日

平成18年4月1日

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する第10条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成18年2月28日

島根県知事 澄田信義

1 申請のあった年月日

平成18年2月13日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 川と湖いきいき神西

3 代表者の氏名

糸賀 忠夫

4 主たる事務所の所在地

出雲市神西沖町1687番地11

5 定款に記載された目的

この法人は、川と湖を有する神西地域にあって、その自然環境の維持・保全、環境の美化あるいは、水質浄化及び高齢者等の福祉に関する支援事業を行い、人々のふれあいの場を創出し、活力ある地域形成に寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

変更後の定款

定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書

定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から 2 月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎 1 階）

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第25条第 4 項の規定に基づき定款の変更の認証申請があったので、同条第 5 項において準用する第10条第 2 項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成18年 2月28日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成18年 2月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 コミュニティサポートいずも

3 代表者の氏名

水上 浩治

4 主たる事務所の所在地

出雲市里方町字八石原116番地

5 定款に記載された目的

この法人は、地域の人々に対し、地域福祉サービス活動や市民活動の支援活動などを行うことにより市民セクターの確立を推進し、もって島根県の心豊かで住み良い地域社会づくりに貢献することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

変更後の定款

定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書

定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から 2 月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎 1 階）

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成18年 2月28日

島根県知事 澄 田 信 義

1 都市計画の種類

松江圏都市計画臨港地区

2 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

内水面漁場管理委員会指示

島根県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、ごぎの繁殖保護を図るため次のとおり水産動物の採捕を禁止する。

平成18年2月28日

島根県内水面漁場管理委員会会長 平 田 民 夫

禁 止 する 河 川	禁 止 する 期 間
(神戸川水系頓原川支流) 牛谷川、内谷川及び位出谷川(飯南町頓原27の3地先の砂防ダムより上流)	平成18年3月1日から平成21年2月28日まで
(高津川水系紙祖川支流) 伊源谷川	平成18年4月1日から平成21年3月31日まで
(高津川水系福川川支流) 右ヶ谷川	平成18年3月1日から平成21年2月28日まで